

令和5年度

放課後児童支援員認定資格研修

開 催 要 項

島 根 県

お願い：受講を希望される方は必ず全ての内容をよく読んでください

令和5年度 島根県放課後児童支援員認定資格研修 開催要項

1. 目 的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）第10条第3項の規定に基づき、同項各号に該当する者が放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇発 0331 第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

2. 主 催 島根県（委託先：特定非営利活動法人 日本放課後児童指導員協会）

3. カリキュラム内容 16科目 計24時間

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 【4. 5時間】
1－① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
1－② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
1－③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識 【6時間】
2－④ 子どもの発達理解
2－⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
2－⑥ 障害のある子どもの理解
2－⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間】
3－⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
3－⑨ 子どもの遊びの理解と支援
3－⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間】
4－⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
4－⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間】
5－⑬ 子どもの生活面における対応
5－⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間】
6－⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
6－⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

4. 実施日程・会場

全会場・全日程スクリーンを見ながら受講するオンラインでの講義になります。講師は会場におりません。また、オンライン開催では、受講者は集合せず、個人接続による研修となります。

①前半会場（6月～12月上旬）

＜浜田・雲南・隠岐会場＞ 定員：浜田 50 名・雲南 24 名・隠岐 30 名

浜田会場：いわみーる 4 階 401 ※6/25 のみ 4 階 402（浜田市野原町 1826-1）※無料駐車場有

雲南会場：三刀屋交流センター 2 階農事研修室（雲南市三刀屋町三刀屋 144 番地 1）※無料駐車場有

隠岐会場：隠岐島文化会館 2 階集会室（隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二 2 番地）※無料駐車場有

	6/10（土）	6/25（日）	7/2（日）	7/16（日）
09:15～09:30	ガイドンス			
09:30～11:00	1－①	2－⑤	3－⑧	4－⑪
11:10～12:40	1－②	2－⑦	3－⑨	4－⑫
13:30～15:00	1－③	2－⑥	5－⑬	6－⑮
15:10～16:40	2－④	3－⑩	5－⑭	6－⑯
16:40～16:50				ガイドンス

＜松江・出雲平日会場＞ 定員：松江 50 名・出雲 50 名

松江平日会場：島根県民会館 3 階大会議室（松江市殿町 158）※一部割引の有料駐車場有

出雲平日会場：出雲市民会館 3 階 301 会議室（出雲市塩冶有原町 2-15-15）※無料駐車場有

	6/27 （火）	7/3 （月）	7/14 （金）	9/19 （火）	9/29 （金）	10/31 （火）	11/24 （金）	12/4 （月）
09:15～ 09:30	ガイドンス							
09:30～ 11:00	1－①	1－③	2－⑤	2－⑥	3－⑧	5－⑬	4－⑪	6－⑮
11:10～ 12:40	1－②	2－④	2－⑦	3－⑩	3－⑨	5－⑭	4－⑫	6－⑯
12:40～ 12:50								ガイドンス

②後半会場（9月～2月上旬）

＜松江・益田会場＞ 定員：松江 50 名・益田 50 名

松江会場：くにびきメッセ 6 階 601 大会議室（松江市学園南 1-2-1）※無料駐車場有

益田会場：益田市総合福祉センター 1 階大集会室（益田市須子町 3-1）※無料駐車場有

	9/17（日）	9/30（土）	10/14（土）	11/4（土）
09:15～09:30	ガイドンス			
09:30～11:00	1－①	2－⑤	3－⑧	4－⑪
11:10～12:40	1－②	2－⑦	3－⑨	4－⑫
13:30～15:00	1－③	2－⑥	5－⑬	6－⑮
15:10～16:40	2－④	3－⑩	5－⑭	6－⑯
16:40～16:50				ガイドンス

＜出雲・大田会場＞ 定員：出雲 50 名・大田 30 名

出雲会場：出雲市民会館 3 階 301 会議室 （出雲市塩冶有原町 2-15-15）※無料駐車場有

大田会場：男女共同参画センターあすてらす 3 階研修室 6 ※11/18 のみ 3 階研修室 1.2

（大田市大田町大田イ 236-4）※無料駐車場有

	9/24 (日)	10/15 (日)	11/18 (土)	11/25 (土)
09:15～09:30	ガイダンス			
09:30～11:00	1－①	2－⑤	3－⑧	4－⑪
11:10～12:40	1－②	2－⑦	3－⑨	4－⑫
13:30～15:00	1－③	2－⑥	5－⑬	6－⑮
15:10～16:40	2－④	3－⑩	5－⑭	6－⑯
16:40～16:50				ガイダンス

＜美郷会場＞ 定員：10 名程度

美郷会場：みさと館 3 階多目的室（邑智郡美郷町粕淵 168）※無料駐車場有

	9/24 (日)	9/30 (土)	11/18 (土)	11/25 (土)
09:15～09:30	ガイダンス			
09:30～11:00	1－①	2－⑤	3－⑧	4－⑪
11:10～12:40	1－②	2－⑦	3－⑨	4－⑫
13:30～15:00	1－③	2－⑥	5－⑬	6－⑮
15:10～16:40	2－④	3－⑩	5－⑭	6－⑯
16:40～16:50				ガイダンス

※美郷会場は、美郷町内の放課後児童健全育成事業所において利用者の支援に従事する職員または従事する意思がある者のみ対象

＜オンライン開催＞ 定員 100 名程度（※100 接続まで）

この会場は ZOOM を使用した、個人接続でのオンライン形式となります。オンラインの性質上、音声
が途切れたり、画面が静止することが多少ありますことをご理解ください。

	11/28 (火)	12/5 (火)	12/12 (火)	1/9 (火)	1/17 (水)	1/24 (水)	1/31 (水)	2/7 (水)
09:15～ 09:30	ガイダンス							
09:30～ 11:00	1－①	1－③	2－⑤	2－⑥	3－⑧	5－⑬	4－⑪	6－⑮
11:10～ 12:40	1－②	2－④	2－⑦	3－⑩	3－⑨	5－⑭	4－⑫	6－⑯
12:40～ 12:50								ガイダンス

5. 応募できる方

以下の（１）（２）のいずれにも該当する方です。

（１）基準第１０条第３項各号のいずれかに該当する方

第１号、第２号、第４号～第８号は、令和６年度始期までに該当する「見込み」がある方を含みます。

【基準第１０条第３項抜粋】

- １ 保育士の資格を有する者
- ２ 社会福祉士の資格を有する者
- ３ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- ４ 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者
- ５ 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- ６ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- ７ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ８ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ９ 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- 10 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

（２）県内の放課後児童健全育成事業所において利用者の支援に従事する職員[※]または従事する意思がある者（※令和 6 年 4 月 1 日までに従事することが決定している者を含む）

（注）「県内の放課後児童健全育成事業所」は、児童福祉法第 34 条の 8 の規定に基づき、市町村が行う又は市町村長に届け出て行う放課後児童健全育成事業の事業所に限ります。

6. 研修科目の一部免除

厚生労働省「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」3.（６）「研修科目の一部免除」ア～ウに該当する方（保育士、社会福祉士、教員の各有資格者）は、希望により各号に定める科目を免除します。なお、科目の一部免除を受けようとする場合は、当該資格を有することを証する書類を必ず提出してください。

- ア 保育士「２－④」「２－⑤」「２－⑥」「２－⑦」計 4 科目免除対象
- イ 社会福祉士「２－⑥」「２－⑦」計 2 科目免除対象
- ウ 教員「２－④」「２－⑤」計 2 科目免除対象

7. 必要経費

テキスト代 2,300円

各会場の1日目で代金と引き換えでお渡しします。オンラインの場合は、発送時の案内に従って代金を振り込んでいただくようになります。

なお、受講料は無料です。 ※テキストは、日本放課後児童指導員協会が作成するものです。一部科目修了者の方は、昨年度のテキストが使用可能です。

8. 受講申込方法

(1) 申し込み先

- ・現に放課後児童クラブに従事している方 → 勤務市町村の担当課に郵送または持参
- ・現に放課後児童クラブに従事していない方（従事する意思のある方）
- ・基準第10条第2項第1号、第2号、第4号～第8号のいずれかに該当する「見込み」の方
→ 日本放課後児童指導員協会に郵送

(2) 受講申込締切日

- ・前半会場（浜田・雲南・隠岐）を希望とする場合 → **令和5年 5月23日（火）必着**
- ・前半会場（松江平日・出雲平日）を希望とする場合 → **令和5年 6月 2日（金）必着**
- ・後半会場（松江・益田・出雲・大田・美郷）を希望とする場合
→ **令和5年 8月25日（金）必着**
- ・オンライン開催を希望とする場合 → **令和5年10月31日（火）必着**

(3) 申し込みにあたって

- ①会場での集合研修では座席を指定します。視力・聴力・体調等の兼ね合いで座席位置等に配慮が必要な方や、その他研修の受講にあたって事前に申し送りしておくべき事情等がある方は、必ず申込書内の特記事項欄にご記入ください。内容を確認の上、可能な範囲で対応いたします。

なお、研修当日に会場で申し出いただいても内容によっては対応でき兼ねますので、ご了承ください。

- ②オンラインでは、同じクラブの方と数名で受講する事は可能です。申込書内の特記事項欄と一緒に受講する方全員の氏名をご記入ください。

なお、複数名で一緒に受講をお考えの際は、13ページ＜オンライン形式での留意事項＞の“●よくある質問”内にある「Q. オンラインにて同じクラブの方と数名で受講する際、気を付けるべき点はありますか？」の項を併せてご確認ください。

(4) 受講申込に必要な書類等

①	受 講 申 込 書 (様式 1)	所定の受講申込書に必要事項を記入してください (コピー使用可) 縦 3 cm×横 2.4 cm 無帽正面で申込 3 ヶ月以内に撮影した写真を貼ってください。
※②	基準第 10 条第 3 項各号に該当することを証明する書類	※②を参照し、必要な書類を提出ください
③	放課後児童支援員認定資格研修 一部科目修了証 (写し)	該当者のみ ③を提出の場合、②の提出は不要です。

※②基準第 10 条第 3 項各号に該当することを証明する書類の一覧

各号	内容	提出書類
第 1 号	保育士の資格を有する者	以下の書類のうち、いずれかひとつ ・保育士証の写し ・保育士 (保母) 資格証明書の写し ・保育士試験合格通知書の写し ・指定保育士養成施設卒業証明書の写し ・保育士養成課程修了証明書の写し
第 2 号	社会福祉士の資格を有する者	以下の書類のうち、いずれかひとつ ・社会福祉士試験合格通知書の写し ・社会福祉士登録証の写し
第 3 号	高卒以上で 2 年以上かつ 1,000 時間以上児童福祉事業に従事したもの	以下の書類の両方 (1) 卒業証書の写し または 卒業証明書の写し (2) 実務経験証明書 (様式 2-1)
第 4 号	教育職員免許法 (昭和 24 年法律第 147 号) 第 4 条に規定する免許状を有する者	以下の書類のうち、いずれかひとつ ・教育職員免許状の写し ・教育職員免許状授与証明書の写し
第 5 号	大学にて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の課程修了卒業者	以下の書類のうち、いずれかひとつ ・卒業証書の写し ・卒業証明書の写し ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。
第 6 号	大学にて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の課程単位を修得し、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院入学が認められた者	以下の書類のうち、いずれかひとつ ・学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められたことを証する書類の写し ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。
第 7 号	大学院にて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の課程修了卒業者	以下の書類のうち、いずれかひとつ ・卒業証書の写し ・卒業証明書の写し ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。
第 8 号	外国の大学にて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の課程修了卒業者	以下の書類のうち、いずれかひとつ ・卒業証書の写し ・卒業証明書の写し ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。 ※日本語以外の書類の場合は日本語訳を併せて提出すること。

第9号	高卒以上で2年以上かつ1,000時間以上放課後児童健全育成事業に類似した事業に従事し、市町村長が認めたもの	以下の書類の両方 (1) 卒業証書の写し または 卒業証明書の写し (2) 実務経験証明書(様式2-1) ※市町村長の証明が必要です。
第10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	・実務経験証明書(様式2-2) ※市町村長の証明が必要です。
その他	前年度に一部科目修了証の交付を受けている場合	・一部科目修了証の写し ※島根県知事の交付した一部科目修了証である場合は、その他の添付書類は不要。

※第1号、第2号、第4号～第8号のいずれかに該当する「見込み」の場合は、卒業見込証明書及び資格取得見込証明書を提出してください。

9. 受講申込受理通知書の送付

受講申込が受理された方には、以下の書類を開講日5日前頃に本人宛に発送します。到着しない場合は、日本放課後児童指導員協会にお問い合わせください。

<受講申込が受理された方へ送付する書類> * 受講申込受理通知書 * 日程表 * 会場案内 * オンラインは、接続案内、テキスト、研修資料、振込案内等研修に必要な書類一式

10. その他

- (1) 受講申込受理通知書が届き、受講が決定した後で受講の辞退を希望する場合は、日本放課後児童指導員協会まで必ず連絡してください。
- (2) 自然災害等に伴う研修の中止・延期の連絡や、オンラインの受講に関する案内について、申込書に記入されたメールアドレスへ連絡をいたします。誤送信等を防ぐため、メールアドレスの記入にあたって、アルファベットと数字等見間違いやすいものは、注釈や表現をはっきりさせてください。また、記入するメールアドレスはパソコンもしくはタブレットで受信できるものにしてください。(※携帯電話のメールアドレス [=「@docomo.ne.jp」,「@ezweb.ne.jp」,「@i.softbank.jp」等] は不可とします)
あわせて、info@ja-acc.jpの受信設定をお願いします。(セキュリティが高いと迷惑メール扱いとなります)
- (3) 申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても資格を取り消されることがあります。
- (4) 申込書類に記載いただいた情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供のために使用します。
- (5) 受講申込書には、受講を希望する会場ひとつをチェックしてください。

- (6) 警報級の暴風・暴風雪・大雪などが予想される場合は、前日夕方5時に実施の有無を判断いたします。尚、中止・延期が決定した際は、申込書に記載されたメールアドレスへの連絡のほか、実施先となる日本放課後児童指導員協会のホームページにも案内を掲載しますので、各自ご確認ください。 ※ホームページ URL <http://www.ja-acc.jp> ←「日本放課後」で検索ください。

11. 修了後について

24時間の全課程を修了（評価レポートの提出を含む）した方に、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」をお送りします。研修の申し込みを市町経由でされた方は、修了証の送付は市町経由となります。他の方は、県より直接送付します。なお、病気等のやむを得ない理由による欠席で全課程修了していない方には、一部科目修了証をお送りします（1年間有効）。

令和5年度中に基準に該当する見込みで受講された方は、資格を取得されたことを確認できるまで修了証は交付できません。令和5年度中に改めて該当する資格証明書等を日本放課後児童指導員協会まで提出してください。

＜問い合わせ先＞ ※お問い合わせいただく前に、この要項を熟読してください。

（資格制度に関すること）

島根県 健康福祉部 子ども・子育て支援課（担当：山口）
〒690-8501 松江市殿町1番地（第2分庁舎2F）
TEL：0852-22-5795 FAX：0852-22-6124

（研修に関すること）

（特非）日本放課後児童指導員協会（開局時間：月～金 10時～18時）
〒700-0818 岡山県岡山市北区蕃山町4番5号 岡山繊維会館4階
TEL (086) 224-4101 FAX (086) 206-4222 E-mail info@ja-acc.jp

島根県放課後児童支援員認定資格研修受講申込に係るQ & A

NO.	質問	回答
1	直接、県に申込みすることができますか。	県へ直接申込むことはできません。 現に放課後児童クラブに従事している方は、勤務市町村の担当課に郵送または持参してください。 また、現に放課後児童クラブに従事していない方（従事する意思のある方）は、日本放課後児童指導員協会に郵送してください。
2	住民票が県外にあり、勤務地が島根県の場合でも受講できますか。	この研修については勤務地の属する都道府県で受講することとなっています。また、現在放課後児童クラブに勤務しておらず、今後の就職を考えている方は、住民登録のある都道府県で受講してください。
3	職場（放課後児童健全育成事業所）が取りまとめの上、まとめて申請書を提出することはできますか。	可能です。ただし、受講決定（不決定）通知や修了証は、必ず本人の自宅へと郵送しますので、申込者の自宅住所欄に勤務先の所在地は記載しないようにお願いします。
4	日程の都合上、全ての科目を受講することは難しいため、今年度に一部の科目を受講し、来年度に残りの科目を受講することはできますか。	可能です。また、一部科目を他の会場へ振り替えて受講することも可能です。希望される場合は、別途振替希望届出書（様式3）をご提出ください。
5	放課後児童クラブで2年間従事した場合は、第3号で申込みをすることになりますか。それとも第9号で申込みをすることになりますか。	第3号でお申込みください。 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は児童福祉法の規定する児童福祉事業に該当します。
6	第9号の場合、実務経験証明書（様式2-1）は、事業所の証明が必要ですか。市町村長の証明だけで十分ですか。	第9号の場合、いずれも必要です。まず事業所において勤務時間等について証明を行ったものを各市町村担当課が受領し、従事した事業が“遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験があると判断できる事業”として適切かどうか、概算勤務時間は適当かどうかを勘案し、第9号に該当すると判断できる場合、市町村長が証明を行い、申込みの添付資料としてください。
7	複数の受講資格（第1～10号）に該当する場合、申込みを行う際の各号に優先順位はありますか。	免除科目の有無以外に受講資格による研修の内容に差異はありません。 免除規定のある資格要件（第1号、第2号、第4号）に該当している場合は優先して、申込みを行ってください。その他については、申込者が各号のどの資格要件で申し込むかは添付書類の準備が容易等の理由により、各自で判断していただいて差し支えありません。

8	受講資格を証する書類に記載されている氏名が変わっている場合、氏名の変更は必要ですか。また、第5～8号要件について、履修科目はどうやって確認しますか。	氏名が変更となったことが確認のできる書類（戸籍謄（抄）本）を併せてご提出をお願いいたします。ただし、受講資格を証する書類に生年月日が記載されており、申込書中の生年月日と一致しており、姓のみが変更している場合は、戸籍謄（抄）本を省略することもできることとします。 また、第5～8号の要件については、卒業証書や卒業証明書では、資格要件を判断できない場合、別途履修科目を確認できる書類を提出していただきます。
9	止むを得ない事情により、急遽受講できなくなった場合でも資格取得はできませんか。	止むを得ない事情として、以下に該当する場合は、翌年度末まで有効な一部科目修了証を交付し、受講できなかった科目について、翌年度に受講することも可能とします。 【一部科目修了証交付要件】 ・受講困難、他の受講者に感染の恐れのある病気を患った場合 ・自然災害等により公共交通機関が停止し、研修に参加することが不可能と判断できる場合 ・親族の葬儀 ・県外転出
10	免除科目は資格者であれば自動的に免除となりますか。	提出書類により該当の資格を有することが確認できれば自動的に免除となります。
11	基準の各号に該当していることを証明できるものが無い場合でも、研修を受講できますか。	原則受講できません。特別な事情があれば市町村を通じて県にお問い合わせください。
12	基準第10条第3項第3号及び第9号の資格要件である、2年以上の従事経験及び総勤務時間1,000時間以上の基準日はいつですか。	申込みの際に必要な実務経験書の証明日時時点で可否を判断します。
13	総勤務時間1,000時間以上とは、具体的に出勤簿等で確認を行う必要があるのでしょうか。	この勤務時間については、週毎、月毎の勤務時間などを考慮し、概算で計算したもので十分であり、精確な数値と出勤簿等の提出までは求めません。
14	基準第10条第3項第9号の資格要件とされている放課後児童健全育成事業に類似する事業とは具体的にどのような事業ですか。	放課後児童健全育成事業に類似する事業については以下のものを想定しています。 ・放課後子ども教室 ・児童福祉法の規定によらない学童保育事業 ・プレイパーク ・その他遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験があると判断できる事業
15	申込み後に住所や氏名が変更となった場合は、届出が必要ですか。	申込み後、修了証受け取りまでの期間に、住所や氏名が変更となった場合は適宜、島根県子ども・子育て支援課まで、申し出ください。なお、修了証交付後に氏名が変更となった場合は、修了証を再発行いたしますので、登録情報変更届の提出が必要となります。

16	受講料は掛かりますか。また、受講料は受講者の個人負担ですか。	受講料は掛かりませんが、テキスト及び資料代として、2,300円を会場でお支払い下さい。なお、テキスト及び資料代や会場までの交通費や宿泊費用は、子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）の対象経費として実施主体（運営主体）が支出していただくことも可能です。
17	申込みを行えば必ず希望会場で受講できますか。	会場毎に定員があるため、申込みが多い場合は、受講会場等を調整させていただく場合があります。
18	本人確認ができない場合は受付できませんか。また、本人確認書類とは、顔写真付きで無ければなりませんか。	本人確認ができない場合は受付は行えません。 本人確認書類については公的機関が発行したものとし、以下のものを想定しています。 【本人確認書類一覧】 ・運転免許証 ・個人番号カード ・健康保険証 ・住民票の写し（発行から3ヶ月以内） ・戸籍謄（抄）本（発行から3ヶ月以内） ・パスポート
19	欠席、遅刻、早退の場合は、どうしたら良いか。	連絡は不要です。早退については、事務局に一言申し出ください。また、10分以上の遅刻、早退、退室はいかなる理由があっても、欠席扱いとなりますのでご承知ください。
20	会場や日程は来年度以降も同様の内容で実施されますか。	会場や日程については、各市町村の放課後児童支援員認定資格研修受講予定者と受講済み者の割合や、アンケート等により毎年度、状況を判断し、県において決定します。
21	勤務時間概算について、事務事業に従事していたり、開所時間と異なる時間に勤務していた時間は含めても良いですか。	勤務として従事していた時間であれば、実際に児童に関わっていない事務作業時間なども含めていただくことも可能です。ただし、専ら草刈や調理のみに従事するために雇用した方など実質的に児童福祉事業に一切関わっていない、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験があると判断できる事業に一切関わっていないなどの方は対象外とします。
22	大学の教職課程を卒業しているが、教育職員免許状を申請していないだけの場合、第4号での申込みはできますか。	成績証明書及び卒業証書を申込書に添えて提出を行ってください。それらの書類で教諭となる資格があると判断できる場合、受講を認めることとしますが、追加で資料の提出を求める場合もあります。 提出書類だけでは教諭となる資格があると判断ができない場合、受講を認められない場合もあります。
23	大学での修了学科・課程が要件となっている受講資格は記載してある学科・課程の全てを修了していないと受講できないのでしょうか。	記載のある学科・課程のうちの、いずれか一つの学科・課程を修了し、卒業等していれば、受講可能です。

24	次年度以降に放課後児童健全育成事業に従事しようとしている者も、基準の各号のいずれかを満たしていなければ受講できませんか。	基準の各号のいずれかに該当する場合でなければ、受講できません。
25	卒業高校が廃校になり、卒業証明書の再発行が困難などの事情がある場合、第3号及び第9号の要件では、卒業を確認する資料はどのようなものを提出したら受講できますか。	原則的には、卒業証書や卒業証明書などを添付していただくこととしていますが、卒業を証明できる書類の準備が困難又は時間を要する場合、自身の学歴を申告する書面（別添参考様式「申告書」）を提出してください。県において審査の後、受講に問題が無いと判断されれば受講を認めますが、学歴の申告内容に虚偽が判明した場合、資格取得後であっても資格取り消しを行う場合があります。
26	前年度に一部科目修了証の交付を受けているものが、今年度に申込を行う場合、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当していることを証する書類をもう一度添付しなければならないか。	前年度に一部科目修了証の交付を受けているものについては、既に前年度島根県で受講資格を確認していることから、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当していることを証する書類の添付は不要とします。ただし、他都道府県において交付された一部科目修了証である場合は、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当していることを証する書類の添付を求めます。いずれの場合でも一部科目修了証の写しは必ず申込書に添える必要があります。
27	子育て支援員研修の「放課後児童コース」を修了したものについて、免除科目があるか。	放課後児童支援員認定資格研修の受講に際しては、子育て支援員研修の「放課後児童コース」の修了した方であっても、基準第10条第3項の各号いずれかに該当している必要があります。また、子育て支援員研修の「放課後児童コース」を修了したことによる科目の免除はございません。

＜オンライン形式での留意事項＞

●ZOOM について

オンライン配信アプリです。ZOOM を初めて利用される方は簡単なセットアップが必要となります。受講決定後、事前にお送りする受講用 URL をクリックいただくと、自動でプラグイン（サインイン）の画面が開きますので、講習開始までにセットアップをお願いします。（通常 1 分程度で完了します）

※有線 LAN ケーブルを使用したインターネット環境、もしくは Wi-Fi 環境などの高速通信が可能な場所でご受講ください。

※リアルタイム配信のみとなっており、録画受講はできませんのでご了承ください。

※視聴にかかるインターネット通信料はご負担ください。

※スマートフォンでの受講はトラブルが多く、長時間の研修受講には不向きであるため、お勧めできません。

※ネットワークトラブルなどで受講できなかった場合、受講できなかった科目は未修了となります。

●必要機器等

パソコンまたはタブレット（カメラ、マイク機能のあるもの）・インターネット環境

※受講中は出席確認のため、カメラをオンのまま受講いただくことが必須となっています。

●過去に起こったトラブル一覧です。ご自身で対応できるスキルがある方の受講をお勧めします。

トラブル		受講者に必要なスキル
メール	・届かない ・誤って削除 ・迷惑メールとなる	・事前にアドレスの受信設定をする ・すぐ確認できるように保存しておく
出席確認	・本人がカメラに写っていない ・ブラックアウトしている ・画面の名前が本人ではない	・自分が画面に写っているかを確認する (ZOOM) ・画面の名前を自身の名前に変更する (ZOOM)
画面の見え方	・共有画面が見えない	・画面表示の操作方法 (ZOOM)
音声	・音が聞こえない、小さい	・パソコンの音量操作方法 ・スピーカーまたはイヤホン接続が必要かの判断
グループワーク	・話し合いに参加できない	・操作説明 (ZOOM: マイクミュート解除) ・マイク機能がついている機器かどうかの把握 ・アプリの設定でマイクがオフになっていないか確認する
ネットワーク	・ブラックアウト ・オーディオに繋がらない ・画面の静止	・状態を確認する (LAN で繋ぐ, Wi-Fi に近づく, 他の電磁波機器を利用しない等) ・カメラ機能の確認 ・機器のスペックの把握 (連続使用に耐えうるのか)

●よくある質問

Q. テキスト代をクラブ等でまとめて支払うことは可能ですか？

可能です。お送りする払込取扱票に対象となる方全員の氏名をご記入の上、お支払いください。

Q. オンラインにて同じクラブの方と数名で受講する際、気を付けるべき点がありますか？

カメラに受講者全員が常時写る環境を整えていただく必要があります。また、研修スライド等の視聴にあたって、2 名程度なら通常のパソコン 1 台で可能と思われますが、3 名以上で受講する場合は画面をテレビやプロジェクターと繋いで拡大していただくなどの対応を各自で行っていただく必要があります。

島根県知事 様

令和5年度 島根県放課後児童支援員認定資格研修受講申込書

記入年月日： 年 月 日

※受講者カード欄には氏名のみ記入してください

フリカゝナ			受講者カード		顔写真 貼付欄 (縦3cm×横2.4cm)
申込者氏名			受講者番号：		
生年月日	昭・平 年 月 日生		氏 名：		
連絡がつく電話番号			令和5年度 島根県放課後児童支援員認定資格研修		
連絡がつくメールアドレス(必須) ※携帯メールアドレス不可	※アルファベットと数字等見間違いやすいものは、注釈や表現をはっきりさせて下さい。 ※info@ja-acc.jp の受信設定をお願いします。				
自宅住所	〒 ー				
基準 第10条第3項 第1～10号で 該当するもの (見込み) いずれか1 つに✓	() 1号 保育士の資格を有する者 (注1) () 2号 社会福祉士の資格を有する者 (注2) () 3号 高卒以上かつ2年以上児童福祉事業に従事した者 (注3) () 4号 教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者 (注4) () 5号 大学において指定の課程を修了した者 () 6号 大学で指定の課程を修了し大学院に進学した者 () 7号 大学院において指定の課程を修了した者 () 8号 外国の大学で指定の課程を修了した者 () 9号 高卒かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者 () 10号 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者 (注1) 保育士「2-④」「2-⑤」「2-⑥」「2-⑦」計4科目免除対象 (注2) 社会福祉士「2-⑥」「2-⑦」計2科目免除対象 (注3) 現職の方は9号ではなく、基本的に3号となります。 (注4) 教員「2-④」「2-⑤」計2科目免除対象				
前年度一部科目修了者の方は✓	() 前年度一部科目修了者				
勤務(予定)先 クラブ名	※現在勤務はしていないが、勤務する予定のクラブがある場合は、そのクラブ名及び勤務開始時期を記載				
勤務先住所	〒 ー				
勤務先電話番号	() ー		勤務先FAX番号	() ー	
受講希望会場一箇所に ✓	前半会場	☐ 浜田 ☐ 雲南 ☐ 隠岐 ☐ 松江平日 ☐ 出雲平日		後半会場	☐ 松江 ☐ 益田 ☐ 出雲 ☐ 大田 ☐ 美郷 ☐ オンライン
	※受講会場は1箇所を選択して頂きますが、同一科目を他会場で振替受講することは可能です。 希望する場合は(様式3)を提出してください。受講開始後も随時受け付けています。				
特記事項欄 (必要な方のみ)	※研修受講にあたっての申し送り事項、もしくはオンライン会場で一緒に受講する方の氏名を記載				

※本申込書に記載された情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供のために使用します。

実務経験証明書

下記の者は、下記のとおり児童福祉事業（又は放課後児童健全育成事業に類似する事業）に従事したことを証明する。

記

① 氏名	
② 生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日生
③ 住所	
④ 従事経験のある児童福祉事業名 （又は従事経験のある放課後児童健全育成事業に類似する事業名）	
⑤ ④の従事期間 （総勤務時間概算）	年 月 日 ～ 年 月 日 （約 時間）

年 月 日

所 在 地

名 称

事業主名

⑩

【※第 9 号の場合（市町村長の証明）】

島根県放課後児童支援員認定資格研修の受講に際し、上記の者は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項第 9 号に該当していることを証明する。

年 月 日

⑩

実務経験証明書

下記の者は、下記のとおり放課後児童健全育成事業に従事したことを証明する。

記

① 氏名	
② 生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日生
③ 住所	
④ 従事経験のある放課後児童健全育成事業名	
⑤ ④の従事期間（従事年数）	年 月 日 ～ 年 月 日 (約 年)

年 月 日

所 在 地

名 称

事業主名

⑨

【市町村長の証明】

島根県放課後児童支援員認定資格研修の受講に際し、上記の者は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項第 10 号に該当していることを証明する。

年 月 日

⑩

振替希望届出書

受講会場			
受講者番号			
フリカゝナ			
申込者 氏名			
自宅 住所	〒 —		
連絡のつく 電話番号	() —	※FAX 番号	() —
振替希望会場			
振替希望日	⇒		

※受講者番号は初日に受付にて通知いたしますので、それより前に提出される場合は未記入で構いません。

送り先：日本放課後児童指導員協会

FAX (086) 206-4222 E-mail info@ja-acc.jp

※振替で受講する日の3日前まで（※オンラインへの振替の場合は事前に資料を送付するため、7日前まで）に振替希望届出書を FAX またはメールでご提出ください。

※ファックスで提出の方は、受付済のリファックスをしますので、必ず FAX 番号をご記入ください。

※メールの場合は上記内容をメール本文に直接記載して送信してもらっても構いません。
なお、メールでの提出の場合はメールの返信をもって受付の通知を行います。

※提出から3日以上経過しても返信がない場合は、日本放課後児童指導員協会までお電話ください。

年 月 日

島根県放課後児童支援員認定者名簿登録情報変更届

島根県知事 様

申 請 者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

(日中に連絡が取れる電話番号)

修了番号 _____ 第 _____ 号

(修了証の右上に記載されている番号を記載)

島根県放課後児童支援員認定者名簿の登録情報に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。なお、個人情報の取扱いについて同意します。

記

項目		内容
氏 名	(変更後)	
	(変更前)	
住 所	(変更後)	
	(変更前)	
連絡先	(変更後)	
	(変更前)	
その他 ()	(変更後)	
	(変更前)	

【添付書類等】 ※住所が変更になった場合は(1)の添付書類が、氏名が変更となった場合は(1)～(3)の添付書類が全て必要になります。

(1)	(氏名、住所が変更になった場合) 変更内容が確認できる公的書類の写し	住民票の写し、更新後の運転免許証のコピーなど
(2)	(氏名が変更になった場合) 放課後児童支援員認定資格研修修了証 (A4サイズ、携帯用)	
(3)	(氏名が変更になった場合) 返信用封筒 (角形2号)	送付先を記載し、430 円分の切手を貼付 (簡易書留にて郵送します。不足分は受け 取り時にご負担ください)。

○個人情報の取扱いについて

本申請書に記載いただいた氏名、住所その他の個人情報及び資格認定に関する記録は、島根県における、放課後児童支援員認定資格研修に関する業務とこれらに付随する業務を行うために使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び地方公共団体間の相互の利用・提供のために使用します。

申 告 書

私は、下記のとおり放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項第 3 号又は第 9 号の規定する高等学校卒業者等であることを申告します。

なお、この申告内容に虚偽があった場合、認定資格研修の受講を不決定とされたり、放課後児童支援員認定資格の取り消しを受けても何ら異議申し立て等を行わないことを誓約します。

年 月 日

（申告者署名・捺印）

㊞

記

① 卒業した学校	(学校名) ※正確に記載してください。 年 月 入学 年 月 卒業
② 卒業を証明できる書面を提出できない理由	

※受講決定を行うにあたり、県より別途追加書類の提出を求めたり、調査を行うことがあります。